

## 鳴門市販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市長は、市内の産業振興及び活性化を図るため、市内の産業に関する事業者等が、新たな販路、取引先、事業提携先等の開拓のために、一定以上の規模の展示会、見本市、商談会その他これらに類する催事（以下「展示会等」という。）への出展、地方公共団体若しくは独立行政法人日本貿易振興機構が実施する事業を通じて行う海外展開に資する活動（以下「海外展開」という。）、及びクラウドファンディングを活用した新たな販路の開拓に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

**第2条** 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)展示会等

- ア 展示会等のうち、販売を主な目的としない国内で開催される全国規模のもの
- イ 展示会等のうち、海外で開催されるものへの出展
- ウ 展示会等のうち、販売を主な目的としないオンラインで開催されるもの
- エ その他市長が特に認めるもの

(2)海外展開

- ア 海外展開のうち、販売のみを目的としないもの

(3)クラウドファンディング事業

- ア クラウドファンディングを利用して実施する事業で鳴門市の活性化につながるもの
- イ その他市長が特に認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象としない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 宗教及び政治的活動に関するもの
- (3) 法令及び条例に違反するもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的な団体と密接な関係を有するもの
- (5) その他市長が補助目的に適合しないと認めるもの

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する単独の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）若しくは個人事業者（法第2条第5項に規定する者及び小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第1項に規定する者とする。）、又はその2者以上の者が構成した団体若しくは協同組合等。ただし、鳴門市内に本社機能を有する事業所を設置している者を含む。
- (2) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は除く。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体
- (2) 前号に掲げる団体が構成団体となっている団体  
(補助対象経費等)

**第4条** 補助対象経費は、次のとおりとし、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(1)展示会等及び海外展開	
ア 出展料	展示会等の主催者が定めた展示会等にかかる小間料
イ 展示装飾費	補助対象者が独自に行う展示の際に必要な装飾工事費、電気工事費等会場設営料
ウ 備品使用料	展示ブース内で使用する音響・映像機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する費用
エ 渡航費	海外へ出展する、又は海外展開を実施する際に必要な宿泊費及び航空運賃
オ 役務費	海外へ出展する、又は海外展開を実施する際に必要な通訳・翻訳費
カ 輸送費	海外へ出展する、又は海外展開を実施する際に必要な展示品等の輸送費及び保険料
(2)クラウドファンディング事業	
ア 手数料	クラウドファンディングサービスを利用するための手数料
イ 輸送費	クラウドファンディング投資者へのリターン品の輸送費
ウ ウェブサイト制作費	クラウドファンディング募集サイトの制作費用

2 補助金の額は、次のとおりとする。

(1)展示会等及び海外展開		
区分	補助率	限度額
ア 国内又はオンラインで開催される展示会等に出展する場合	補助対象経費の2分の1	20万円以内
イ 海外で開催される展示会等に出展する、又は海外展開を実施する場合	補助対象経費の2分の1	40万円以内
(2)クラウドファンディング事業		

補助率	限度額
補助対象経費の2分の1	20万円以内

3 前項の規定により算出した補助金の額に1、000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、1補助対象者につき1年度1回に限るものとする。

5 この補助金は、出展する製品、会場、展示会が全て同じ事業に対して、過去に当該補助金を受けていない者、かつ重複して他の機関から同様の補助を受けていない者、又は受けることが決定していない者に限り交付するものとする。

(補助金交付申請)

**第5条** 条例第3条に規定する申請書は、鳴門市販路開拓支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該補助対象事業を実施する日の7日前までに市長に提出しなければならない。

(1)展示会等及び海外展開	
ア 法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業概要書</li> <li>・登記事項証明書の写し(申請前3月以内のもの)</li> <li>・従業員を証明する書類の写し(オンラインで開催される展示会等に出展する場合を除く)</li> <li>・展示会等の開催要領の写し</li> <li>・展示会等への出展申込書の写し</li> <li>・地方公共団体若しくは独立行政法人日本貿易振興機構の支援を受けていることを証する書類の写し(海外展開のみ)</li> </ul>
イ 個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容が分かる書類</li> <li>・住民票の写し(申請前3月以内のもの)</li> <li>・展示会等の開催要領の写し</li> <li>・展示会等への出展申込書の写し</li> <li>・地方公共団体若しくは独立行政法人日本貿易振興機構の支援を受けていることを証する書類の写し(海外展開のみ)</li> </ul>
ウ 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体概要書</li> <li>・団体名簿</li> <li>・会則</li> <li>・展示会等の開催要領の写し</li> <li>・展示会等への出展申込書の写し</li> <li>・地方公共団体若しくは独立行政法人日本貿易振興機構の支援を受けていることを証する書類の写し(海外展開のみ)</li> </ul>

		展開のみ)
	エ 組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合概要書</li> <li>・ 展示会等の開催要領の写し</li> <li>・ 展示会等への出展申込書の写し</li> <li>・ 地方公共団体若しくは独立行政法人日本貿易振興機構の支援を受けていることを証する書類の写し (海外展開のみ)</li> </ul>
(2)クラウドファンディング事業		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込者概要書</li> <li>・ クラウドファンディング事業の企画書</li> <li>・ その他、市長が必要と認める書類</li> </ul>

(変更の承認の申請等)

**第6条** 条例第5条第1号及び第2号の規定による市長の承認を受けようとする者は、鳴門市販路開拓支援事業補助金変更承認申請書(交付決定額の変更を伴わない場合にあつては様式第2号の1、交付決定額の変更を伴う場合にあつては様式第2号の2)によるものとし、前条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該補助金の額の変更を生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りではない。

2 条例第5条第1項第3号の規定により事業の中止の承認を受けようとする者は鳴門市販路開拓支援事業中止承認申請書(様式第3号の1)を、事業の廃止の承認を受けようとする者は鳴門市販路開拓支援事業廃止承認申請書(様式第3号の2)を、市長に提出しなければならない。

3 前2項の申請書には、補助事業に要する経費の配分の変更、補助事業の内容の変更又は事業の中止・廃止に係る次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 条例第5条第1項第4号の規定による市長への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(決定通知等)

**第7条** 条例第6条の規定による補助金の決定の通知は、様式第4号による。

2 条例第5条第1項第1号及び第2号の規定に係る補助事業の変更の承認の通知は、交付決定額の変更を伴わない場合にあつては様式第5号の1、交付決定額の変更を伴う場合にあつては様式第5号の2による。

3 条例第5条第1項第3号の規定に係る補助事業の中止の承認の通知は様式第6号の1、補助事業の廃止の承認の通知は様式第6号の2による。

(実績報告)

**第8条** 条例11条に規定する実績報告書は、鳴門市販路開拓支援事業補助金実績報告書(様式第7号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日後30日を経過す

る日又は交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業の実施が確認できる写真等  
(補助金の額の確定)

**第9条** 条例12条の規定による通知は、鳴門市販路開拓支援事業補助金額確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補助金の請求)

**第10条** 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第9号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて市長に補助金の請求をしなければならない。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

(宛先)  
鳴門市長

住所又は所在地  
名称  
氏名又は代表者名

鳴門市販路開拓支援事業補助金交付申請書

鳴門市補助金等交付条例第 3 条の規定により、補助金の交付を申請します。なお、審査のため本書及び関係提出書類に係る内容並びに納税状況を調査することに同意します。

補助金の名称	鳴門市販路開拓支援事業補助金
申請区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 組合
交付を受けようとする補助金の金額	円
添付書類	

1 市外に本店等を有する事業者が補助申請をする場合は、市内に設置している事業所が本社機能を有することを示す書類を添付すること。

番 号  
年 月 日

(宛先)  
鳴門市長

住 所  
氏 名 印

(法人にあつては主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

鳴門市販路開拓支援事業変更承認申請書

鳴門市販路開拓支援事業  
に要する経費の配分の変更  
の内容の変更  
に要する経費の配分の変更及び内容の変更

の承認を受けたいので、鳴門市販路開拓支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更内容とその理由

2 補助金の交付の指令番号 年 月 日付け 鳴門市指令 第 号

3 関係書類

番 号  
年 月 日

(宛先)  
鳴門市長

住 所  
氏 名 印

(法人にあつては主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

鳴門市販路開拓支援事業変更承認申請書

鳴門市販路開拓支援事業

に要する経費の配分の変更  
の内容の変更  
に要する経費の配分の変更及び内容の変更

の承認を受けたいので、鳴門市販路開拓支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更内容とその理由

2 補助金の交付の指令番号 年 月 日付け 鳴門市指令 第 号

3 既交付決定額 金 円

4 変更交付申請額 金 円

5 関係書類

番 号  
年 月 日

(宛先)  
鳴門市長

住 所  
氏 名 印

(法人にあつては主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

鳴門市販路開拓支援事業中止承認申請書

鳴門市販路開拓支援事業の中止の承認を受けたいので、鳴門市販路開拓支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 中止の理由

2 補助金の交付の指令番号 年 月 日付け 鳴門市指令 第 号

3 既交付決定額 金 円

4 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

番 号  
年 月 日

(宛先)  
鳴門市長

住 所  
氏 名 印

(法人にあつては主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

鳴門市販路開拓支援事業廃止承認申請書

鳴門市販路開拓支援事業の廃止の承認を受けたいので、鳴門市販路開拓支援事業補助金  
交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 廃止の理由

2 補助金の交付の指令番号 年 月 日付け 鳴門市指令 第 号

3 既交付決定額 金 円

4 変更交付申請額 金 円

5 関係書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第4号（第7条関係）

鳴門市指令第 号  
年 月 日

様

鳴門市長 印

鳴門市販路開拓支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった鳴門市販路開拓支援事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、鳴門市補助金等交付条例第4条の規定により通知します。

交付決定額 金 円

様式第5号の1（第7条関係）

（※ 交付決定額の変更を伴わない場合）

鳴門市指令 第 号

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年 月 日付け  
鳴門市指令第 号に係る鳴門市販路開拓支援事業の変更については、承認します。

年 月 日

鳴門市長

条 件

年 月 日付け鳴門市指令 第 号で付した条件を遵守すること。

鳴門市指令 第 号

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年 月 日付け鳴門市指令第 号に係る鳴門市販路開拓支援事業の変更については承認し、補助金の交付決定額を次のとおり変更します。

年 月 日

鳴門市長

1 変更交付決定額 金 円

2 既交付決定額 金 円

3 条 件

年 月 日付け鳴門市指令 第 号で付した条件を遵守すること。

様式第6号の1（第7条関係）

（※ 中止の場合）

鳴門市指令 第 号

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年 月 日付  
け鳴門市指令第 号に係る鳴門市販路開拓支援事業の中止については、承認します。

年 月 日

鳴門市長

鳴門市指令 第 号

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年 月 日付  
け鳴門市指令第 号に係る鳴門市販路開拓支援事業の廃止については、次のとおり承認  
します。

年 月 日

鳴門市長

- 1 変更交付決定額 金 円
- 2 既交付決定額 金 円

様式第7号（第8条関係）

補助金等実績報告書

年 月 日

(宛先)  
鳴門市長

住所又は所在地  
名称  
氏名又は代表者名

鳴門市補助金等交付条例第11条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	鳴門市販路開拓支援事業補助金
補助事業等の名称			
補 助 金 額	円		
補助事業等の 着手年月日 及び完了年月日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
添 付 書 類	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 領収書の写し (4) 事業の実施が確認できる写真等		

鳴 第 号

年 月 日

殿

鳴門市長

鳴門市販路開拓支援事業補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け鳴門市指令 第 号で交付を決定したこの補助金については、鳴門市補助金等交付条例第12条の規定により、その額を次のとおり確定しました。

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

様式第9号（第10条関係）

補助金請求書

請求日 年 月 日

(宛先)  
鳴門市長

住所  
氏名 印  
(法人にあつては主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

請求金額 金 円

摘 要	
補助事業名	
補助指令金額	
補助指令年月日	
補助指令番号	
補助額	

口座振込先								
金融機関名 ( )	店舗名 ( )							
預金種別 ( 1 普通      2 当座      3 その他)								
口座番号	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> (右づめ)							
口座名義 ( )								